

審 第 1 8 6 0 号
答 申 第 1 9 7 号
平 成 3 0 年 1 月 4 日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成27年7月15日付け公委（通指）発第〇〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第178号

平成27年5月8日付けで審査請求人から提起された、平成27年4月3日付け通指発第〇〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成 2 7 年 4 月 3 日付け通指発第〇〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。
実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成 2 7 年 3 月 2 3 日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成 5 年千葉県条例第 1 号。平成 2 8 年千葉県条例第 1 5 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 1 6 条第 1 項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃、私が〇〇〇〇〇〇から病院でのトラブルのことで、〇〇〇〇〇〇から 1 1 0 番通報した時の音声データ」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件請求に対し、「1 1 0 番通報音声記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、受理番号〇〇〇〇）」（以下「本件記録」という。）を特定した上で、その一部について、「請求者以外の第三者の通話内容であり、開示することにより、関係者との信頼関係が損なわれ正確な事実の把握が困難となり、1 1 0 番に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」条例第 1 7 条第 6 号の不開示事由に該当するとして本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、本件決定に対し行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成 2 7 年 5 月 8 日付けで本件決定の取消しを求め審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第 4 6 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 7 月 1 5 日付け公委（通指）発第〇〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び意見書において、審査請求人は概ね次のとおり主張している。

(1) 審査請求の趣旨

本件決定は不服であるため、本件決定を取り消し本件記録の全部開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件決定は、条例第17条第6号に該当することを理由に、非開示とする。

審査請求人が開示を求めた情報は、審査請求人自身が110番通報をした事実及びその結果にかかる情報（日時分、結果、当該結果に至る理由）で、経過が分かる音声データがある場合は、その音声データを求めるものである。

審査請求人が本件請求をした趣旨は、自分自身の言動に起因する客観的事実を確認するためであり、受理をした一警察官の処理の適否（過失の有無）を追及する趣旨ではない。

したがって、開示を求める音声データの中に、審査請求人以外の第三者の音声が含まれているとしても、審査請求人が通報した110番通報の中に含まれた音源なのだから、発言内容は審査請求人に関する情報のはずであり、他の受理番号〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の音声データは開示するのに本件記録を開示することだけが、なぜ条例第17条第6号に該当するのか、すなわち「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」であって、「開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と判断されたのか、理解に苦しむ。

イ この音声を開示したからといって、関係者との信頼関係が損なわれ正確な事実の把握が困難になることはない。むしろ、開示することで、通報者による110番通報（臨場要請）に対し、受理者が、結果として臨場指令を出さなかったことの正当性が明らかになると思われるから、信頼関係が構築され、正確な事実を把握することに資するはずである。そして、今後の110番に伴う諸活動の円滑な遂行に資することにもつながる。

ウ また、通話内容が第三者の音声だったとしても、音声自体は、審査請求人以外の個人に関する情報ではないし、音声自体に氏名や生年月日が含まれているわけではないから、個人の特定につながるわけではない。

このことは、110番通報受理者の氏名等は開示されないのに、音声は開示していることから言える。

仮に、音声や発言内容により、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるとしても、そもそも審査請求人が通報した110番通報の最中に、自らの責任において通報に介入し発言をした者の発言なのだから、その内容は、審査請求人に関する個人情報についての発言のはずであり、審査請求人には、その第三者が審査請求人に関し発言した内容を知る権利がある。そして、それを開示したことで、発言者（第三者）個人が侵害される権利利益はない。

エ 以上のとおり、本件に関していえば、あくまでも客観的事実に関する情報の開示を求めるものであるから、審査請求人以外の者の通話内容が含まれる音声データを開示することで、関係者との信頼関係が損なわれ正確な事実の把握が困難になり、110番通報に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは全くない。

オ 本件は、監禁被害を訴えた被害者が請求人である。監禁被害については、既に〇〇〇署において告訴が受理されている。そして、その場にいた「第三者」というのは、監禁している張本人である。このような場合にまで、第三者の音声だからという理由で不開示とするのは、あまりに形式的に過ぎ、道徳的観点を見落としている。

カ 審査請求人が知りたいのは、単純な事実—必死に助けを求めたのに、何故いたずらと判断されたのか、ということである。自己について何を言われたのか、ということである。そういう意味では、審査請求人は「音声」の開示に拘っているわけではない。当局があくまでも音声は個人情報だから非開示にするというのなら、音声そのものではなく、反訳ないし要旨でも構わないのである。「誰が言ったのか」ではなく、「自分について、何を言われたのか」を知りたいのである。

審査請求書に記述したとおり、今さら受理した警察官の処理の適否を追及するつもりはない。県民の警察への信頼、110番通報への信頼を言うのであれば、本件では被害者の知る権利を優先すべきである。

4 諮問実施機関の説明要旨

平成27年9月2日付けで諮問実施機関が審議会に対し提出した理由説明書において、概ね次のとおり主張している。

(1) 本件記録の内容について

ア 本件記録の性質

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務としている。

110番通報は、事件、事故等の発生など、緊急時の通報システムである。通信指令課では、110番で受理した事案に対する警察の要である初動活動の円滑な実施を図るために必要な指令等を業務としている。110番通報を迅速かつ正確に受理するために、通信指令システム（110番受理台や無線指令台と各種情報支援システムとの接続など）を整備し、110番通報を受理しながら110番受理処理結果票（以下「受理票」という。）を作成し、処理結果等を記録している。110番通報には、通報場所や現場の状況、一方的な通報など、通報時に聴取ができなかった場合や通報内容の確認が必要な場合に備え、長時間録音装置による音声記録の保存を行っている。確認終了後は長期保存は必要がなく1ヶ月経過すると自動的に消去される仕組みとなっている。今回の自己情報の開示請求は、この保存期間内であったため、受理票の情報と照合して請求者の音声記録と認めたものである。

イ 本件記録の内容

本件記録は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に110番通報した内容等を記録した音声記録である。

(2) 決定の妥当性について

ア 審査請求人は、上記3（2）アで、審査請求人が通報した110番通報の中に含まれた音源なのだから、開示を求める音声データの中に、審査請求人以外の第三者の音声が含まれているとしても、発言内容は審査請求人に関する情報のはずと主張する。

当該部分開示した音声記録は、審査請求人が通報した110番通報の音声記録である。

当該110番通報の中には、通報にかかる相手方の音声が含まれており、その音声は、審査請求人以外の第三者の音声である。たとえ、審査請求人が110番通報した中に含まれる音声記録であろうとも、審査請求人以外の第三者の音声は、審査請求人の個人情報とは判断できない。

110番通報は、事件、事故の当事者からの通報だけではなく、善意の第三者からの通報も多くある。通報者は、110番通報の通信の秘密が厳格に守られているという信頼関係に基づき、緊急事態を通報しているものである。自己情報開示請求において110番通報に含まれる第三者の音声が開示されれば、110番通報に対する信頼が失われ、事件、事故等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知、事案処理、適正な遂行等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人がその場におり、その発言を了知し得たであろうとも第三者の音声記録が開示され、その情報が独り歩きすれば、通報者等の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件、事故等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知、事案処理、適正な遂行等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

イ 審査請求人は、上記3（2）イで、この音声を開示したからといって、関係者との信頼が損なわれ正確な事実の把握が困難になることはない。むしろ、開示することで、通報者による110番通報（臨場要請）に対し、受理者が、結果として臨場指令を出さなかったことの正当性が明らかになると思われるから、信頼関係が構築され、正確な事実を把握することに資するはずであると主張する。

しかしながら、信頼が損なわれる本関係者とは、110番通報した審査請求人ではなく、その通報に含まれる第三者等であり、この関係者に対し、110番通報に対する信頼が損なわれ、事件、事故等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知、事案処理、適正な遂行等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

ウ 審査請求人は上記3（2）ウで、通話内容が第三者の音声だったとしても、音声自体は、審査請求人以外の個人に関する情報ではないし、音声自体に氏名や生年月日が含まれているわけではないから、個人の特定につながるわけではない。このことは、110番通報受理者の氏名等は開示されないのに、音声は開示していることからとも言えると主張する。

しかしながら、音声自体に個人識別性がなかったとしても、審査請求人自身の音声であるかないかは明らかであり、当該不開示部分には、審査請求人以外の第三者の音声が含まれていることから、不開示と判断した。

また、110番通報受理者は、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則にかかる警察職員であり、その氏名は不開示情報であったとしても、その受理業務にかかる音声は、条例第17条第2号ハによる職務遂行情報であり、不開示情報となり得ない。

エ 審査請求人は、上記3(2)エで、あくまでも客観的事実に関する情報の開示を求めるものであるから、審査請求人以外の者の通話内容が含まれる音声データを開示することで、関係者との信頼関係が損なわれ正確な事実の把握が困難になり、110番通報に伴う諸活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは全くないと主張する。

しかしながら、本件請求は、条例に基づく自己情報開示請求であることから審査請求人以外の第三者の通話内容が含まれる音声記録を開示することは、110番通報に対する信頼が失われ、事件、事故等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知、事案処理、適正な遂行等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、審査請求人の主張を認めることはできない。

5 審議会の判断

(1) 本件記録について

本件記録は、〇〇〇内の病院においてトラブルが発生したとして、審査請求人が実施機関に対し110番通報を行った際の通話時における、当該通報を受電し対応した警察官（以下「本件警察官」という。）、審査請求人及び当該トラブルに関わる審査請求人以外の複数の第三者（以下「本件第三者ら」という。）の音声記録された電磁的記録である。

審査請求人はこの記録の開示を求めて本件請求を行い、実施機関は本件請求の対象として本件記録を特定のうえ、本件決定を行った。

審査請求人は、本件決定に対し上記3(1)のとおり取消しを求めており、不開示部分の開示を求めていると認められるので、以下、本件決定における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 不開示部分に記録された情報について

審議会において見分したところ、本件決定において不開示とされた情報（以

下「本件各不開示情報」という。)は、以下のとおり分類することができる。

- ①審査請求人の音声（以下「本件不開示情報１」という。）
- ②審査請求人と通話した際の本件警察官の音声（以下「本件不開示情報２」という。）
- ③本件第三者らの音声（以下「本件不開示情報３」という。）
- ④本件第三者らのうち１名と通話した際の本件警察官の音声（以下「本件不開示情報４」という。）

これらの情報について、諮問実施機関は、上記４（２）のとおり、条例第１７条第６号の不開示情報に該当すると説明するが、審議会としては、本件各不開示情報が音声というそれ自体によって特定の個人を識別できる情報であるという特性を踏まえ、職権により、条例第１７条第２号の該当性について検討する。

イ 本件不開示情報３及び４について

- （ア）条例第１７条第２号は、開示による第三者の権利利益の侵害を防止するため、開示請求の対象となった行政文書に、開示請求者以外の個人に関する情報が記録されている場合で、開示することによって第三者の権利利益を侵害するおそれのあるときは、不開示とすることを定めたものである。
- （イ）本件不開示情報３は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第１７条第２号本文前段に該当し、同号ただし書イからハに該当する特段の事情も認められない。

また、審査請求人が１１０番通報をした現場には、本件第三者らがいたと認められるので、審査請求人は本件第三者らが誰であるかを知っていたと考えられるが、本件記録の内容からすると、審査請求人と本件第三者らが利害を共通にする立場にあるものとは認められず、開示することにより本件第三者らの個人の権利利益を害するおそれがない情報に該当するとは認められないから、ただし書ニには該当しない。

したがって、本件不開示情報３は、条例第１７条第２号の不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないから、不開示とすることが妥当である。

- （ウ）次に、本件不開示情報４は、本件警察官が本件第三者らと電話でやりとり

した際の音声であり、これは本件第三者らの個人に関する情報であるというべきであって、これを開示することにより、本件第三者らの権利利益を害するおそれがあると認められるから、条例第17条第2号本文後段に該当し、また同号ただし書イからニに該当する特段の事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報4は条例第17条第2号の不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないから、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件不開示情報1及び2について

本件では、審査請求人の音声（本件不開示情報1）及び審査請求人と通話した本件警察官の音声（本件不開示情報2）についても不開示とされていることが認められるが、本件不開示情報1は審査請求人自身の音声であることから、また、本件不開示情報2は110番通報を受けた警察官の音声であり、公務員の職務遂行の内容に係る情報であるため条例第17条第2号ただし書ハに該当することから、条例第17条第2号の不開示情報には該当しない。そのため、これらの情報については、条例第18条第1項の規定により、不開示情報に該当する部分から容易に区分して除くことができるときには、開示しなければならない。

本件については、審議会が見分したところ、本件不開示情報1及び2が記録された部分には、審査請求人の音声、本件警察官の音声及び本件第三者らの音声为重なりあって録音されている箇所があることが認められた。実施機関に110番通報音声データの保存及びCDへの複製方法について確認したところ、現状使用している機器では、重なりあったこれらの音声を発言者ごとに切り分けることはできないとのことであった。

そうすると、本件では、実施機関の職員が、実施機関の保有する再生・録音機器を用いて本件各不開示情報から本件不開示情報1及び2を分離することは、技術、経費等から判断して容易ではないといわざるをえない。

したがって、本件不開示情報1及び2を容易に区分して除くことができるとはいえないから、実施機関が本件不開示情報1及び2についても不開示とした点に違法、不当な点は認められない。

エ よって、本件不開示情報3及び4については条例第17条第2号に該当するため、また、本件不開示情報1及び2については、記録上不開示情報と重複も

しくは近接しており、条例第18条第1項の規定による部分開示をすることができないため、条例第17条第6号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月15日	諮問書の受理
平成27年 9月 2日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成27年10月30日	審査請求人の意見書受理
平成29年 9月26日	審議（平成29年度第5回第2部会）
平成29年11月 2日	審議（平成29年度第6回第2部会）
平成29年11月28日	審議（平成29年度第7回第2部会）
平成29年12月19日	審議（平成29年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學専門職大学院法務研究科教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)